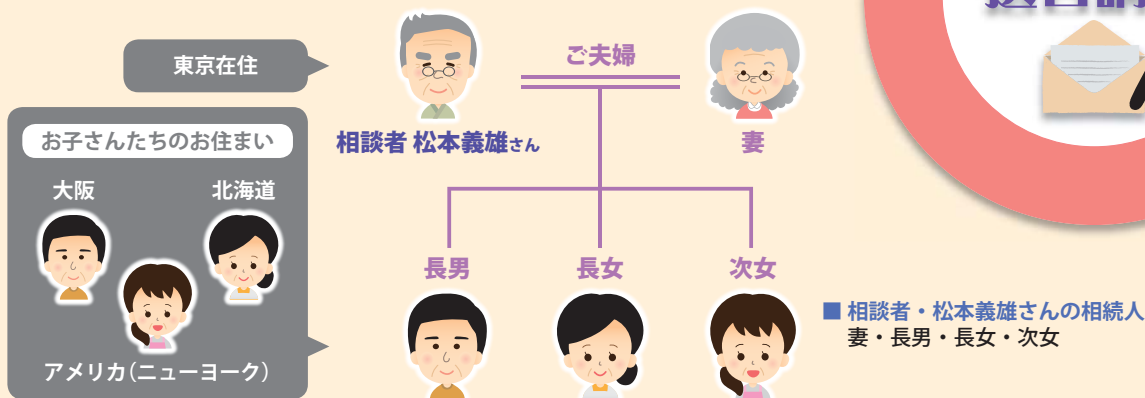


第4回 遠隔地に居住している相続人がいる

書かなきゃ損する？

税理士
中田 真希子の
遺言講座



～ 今回のご相談者・松本義雄さんは相続手続きがご心配のようです ～

松本さん



Q. 妻は同居しているけれど、子どもたちはバラバラの場所に住んでいるんだ。もしも相続が発生したら手続きはどうなるのだろう？

中田税理士



A. 相続人が遠隔地に居住していざつと、手続きのために集まったり、連絡を取り合ったりするのが大変ですよね。しかし、遺言がない場合は相続人全員による遺産分割協議が不可欠になります。

「遺産分割協議」とは、遺産を誰にどのように分けるのか、相続人で話し合っ決めて決めることを言います。この遺産分割協議には相続人全員が同意する必要があり、一人でも反対した場合には協議が成立しませんので注意が必要です（基本的には対面で行いますが、集合するのが困難な場合は電話等で連絡を取り、遺産分割協議書を持ち回りで署名捺印する方法もあります）。協議が成立したら、その内容をまとめた「遺産分割協議書」を作成します。遺産分割協議書は、書式や形式に特に決まりはありませんが、相続人全員の署名と実印の押印に加えて、印鑑証明書の添付が必要になります。遺産分割協議書は必ず作成しなければならないわけではありませんが、不動産の名義変更等の際の添付書類としても必要になるので、分割が確定した時点できちんと作成することをおすすめします。

松本さん



Q. 海外に住んでいる子ども（相続人）もいるのだが…。

中田税理士



A. 遺産分割協議書の作成には印鑑証明書が必要です。しかし、相続人が海外に居住していて印鑑証明書の交付が受けられない場合は、代わりに「サイン証明書」を添付することになります。

「サイン証明書」とは、海外に在住し日本に住民登録がされていない方に対し、日本の印鑑証明書に代わる書類として発行されるものです。

手続きは、日本大使館・領事館に遺産分割協議書を持参して行う必要があります。



遺言があれば、
手間のかかる手続きも
不要になります！

中田税理士



遺言があれば遺産分割協議書が不要になります。相続手続きをスムーズに行うためにも、相続人が遠隔地に居住している場合には、特に遺言の作成をおすすめします。